浜松市市営墓所の利用方法等について

1 利用方法

- (1) 墓所は、常に清潔を心がけ、供物は持ち帰り、供花等は必ず所定のくずかご (コンテナ) に捨ててください。
 - ・ゴミ削減のため、お花やゴミのお持帰りにご協力をお願いたします。場内所定場所へ捨て ていただく場合は、お花を新聞紙やビニール等に包んで一緒にせず、必ず分別をお願いい たします。
 - ・骨箱や塔婆の処分は、各自で処分していただくようご協力をお願いいたします。お位牌処分及び骨壺の処分は、お断りさせていただきますのでご承知おきください。

ゴミ箱火災が多発しています。ゴミ箱には、線香・タバコ・ロウソク・マッチ等の火気 類は絶対に捨てないでください!

- (2) 墓参用の桶等は、市有のものを共用してください。
 - ・個人で購入された桶をご利用の方は必ずお持ち帰りいただくようお願いいたします。水汲 み場に置いて行かれた場合は、こちらで撤去・処分いたします。
- (3) 故人の方が可愛がられていたペットであっても、墓域内にペットを連れて入ることはできません。
- 2 次の場合には届出が必要です。
 - ※書類は各区役所区民生活課又は各行政センター、三方原墓園管理事務所又は船明墓地管理事 務所で受け付けます。
- (1) 墓所に碑石を建立・改修しようとするとき。 碑石等設置改修届

今後、墓所区画内で行うすべての工事で、必要となる提出書類です。碑石の寸法や材質等を確認するため、碑石を加工する前に管理事務所へ提出してください。石材業者より提出される場合でも、届出者欄にはご利用者本人のお名前を記入してください。

【添付書類】

普通墓所 → 寸法を記入した図面

芝生墓所 → 3種類の碑石より選択し、寸法を記入した図面

※設置基準を違反した場合には、基準値内に再施工していただきます。

(2) 墓所に納骨しようとするとき。- 納骨届

※この書類は、石材業者や葬儀業者などの業者の方からご提出いただくものではありません。

納骨日までに提出してください。届出者欄には利用者様のお名前、納骨年月日には納骨予 定日をご記入ください。

また、納骨日当日のカロートの開閉は管理事務所ではなく、石材業者の方へご相談ください。

【添付書類】

埋火葬許可証又は改葬許可証

(3) 住所・氏名を変更したとき。 - 住所・氏名変更届

※市役所・区役所で住民票の変更をしても、墓園のシステムと連動していませんので必ず提出してください。

【添付書類】

住所変更 → 住民票の写しを添付

氏名変更 → 戸籍謄本、墓所利用許可書を添付

(4) 市外へ転出したとき。 - 管理者選任届 ※強制ではありません。

利用者本人が遠くに引っ越しをして管理が出来ない場合や、高齢のためお墓の管理が難しくなった場合に提出してください。浜松市内在住で、お墓の管理が日常的に可能である成人の方を選任していただきます。

(自然災害などで何かあった場合、現地へすぐ来ていただける方が望ましいです。)

(5) 墓所利用者が亡くなられたとき - 墓所利用権承継許可申請書

墓所利用者がお亡くなりになり、今後もお墓を使用する場合、利用権の承継申請が必要です。他人への譲渡や又貸しはできません。使用しない場合は返還届を提出してください。 (詳細は次項)

【添付書類】

- ①墓所利用者(亡くなられた方)の戸籍(除籍)謄本または抄本
- ②承継者の住民票の写し
- ③承継者の戸籍謄本または抄本
- ④墓所利用許可書
- ※承継者によっては同意書が必要な場合もあります。一度、窓口へご相談ください。

(6) 墓所を返還しようとするとき。- 返還届

管理する人がいない、引っ越しでお墓を移動する、お骨をすべて移動する等の事情により、 お墓を使用しなくなった場合、区画を市へ返還していただく必要があります。(区画は貸付 です。) その際、墓石は個人の所有物ですので、所有者の方で撤去してください。

※木を植えられた方は、根まで撤去・処分していただきます。

- ※更地の状態に整えて返還してください。
- ※普通墓所ご利用の方は、地面より30cm下までお骨やコンクリート基礎等が埋設されていないか確認してください。
- ※芝生墓所ご利用の方は、①カロート内の清掃、②外蓋2枚と内棚2枚の設置確認をお願い します。

3 次の場合には、利用許可を取り消されることがあります。

- (1) 墓所を、焼骨を埋蔵する目的以外に利用したとき。
 - ※墓地埋葬法により、埋葬ができるのは人骨のみです。ペット骨、メガネ、宝物、お金など は入れないでください。
- (2) 公益上または管理上支障があるとき。
- (3) 市の定めた規則に違反したとき。

4 碑石等の設置基準

- ※碑石は、1区画に1基としてください。
- ※高さの基準は、通路からです。
- (1) 三方原墓園、中沢墓園、船明墓地(普通墓所)
 - ア 碑石の高さは、180 c m以内とすること。
 - イ 盛土の高さは、20 c m以内とすること。
 - ウ 門柱及び囲いの高さは、50cm以内とすること。
 - エ 植栽の高さは、50 c m以内とし、墓園又は墓地の管理に支障を及ぼさないように剪 定すること。
 - ※植栽は根や枯葉といった今後の管理もご考慮いただいたうえで植樹してください。もし植えた木の根が、隣の区画の墓石を持ち上げるなどの苦情が寄せられた場合は、木を植えた 区画の利用者の方に改修していただきます。
- (2) 三方原墓園、船明墓地(芝生墓所)
 - ア 碑石の高さは、63.3 c m以内とすること。
 - イ 碑石の形態は、市長の定める基準によること。(1型、2型、3型)
 - ウ 碑石以外の物件を設けないこと。
 - ※碑石周囲 50 c mの除草をお願いします。
 - ※芝生墓所では木を植えたり、碑石周囲に砂利を撒いたり芝を除去することはできません。

(3) 舞阪吹上墓地

- ア 碑石の高さは、180 c m以内とすること。
- イ 盛土の高さは、20 c m以内とすること。

(4) 細江高台墓地

- ア 碑石の高さは、200 c m以内とすること。
- イ 盛土の高さは、20 c m以内とすること。
- ウ 植栽の高さは、120cm以内とし、墓地の管理に支障を及ぼさないように剪定する こと。
- エ 門柱及び囲いその他これに類する施設を設けないこと。
- ※植栽は根や枯葉といった今後の管理もご考慮いただいたうえで植樹してください。もし植えた木の根が、隣の区画の墓石を持ち上げるなどの苦情が寄せられた場合は、木を植えた区画の利用者の方に改修していただきます。

5 碑石の素材について

石製と同等の強度のものでお願いします。

※石製以外でお考えの場合には、作製前に材質や形についてご相談ください。

6 その他注意事項

- ・宗教上、碑石に塩をまくことがある場合、石の艶がなくなるといった劣化の原因になる可能性があります。また、芝生が枯れる原因となったり、雨などにより塩が近隣の墓所に流れ出ることも考えられますので、手向(たむ)けるのみにとどめていただくようお願いします。
- ・区画の中は利用者の方の管理となります。雑草が生い茂ることのないように、管理をお願いします。
- ・普通墓所ご利用の方は区画内、芝生墓所ご利用の方は碑石の周囲 50 c mの除草をお願いします。
- ・近隣の墓所区画の苦情は管理事務所にお申し出ください。管理事務所よりご本人に連絡いたします。

ご不明な点がございましたら、三方原墓園管理事務所・船明墓地管理事務所へご連絡ください。

浜松市三方原墓園管理事務所

住所 〒433-8108

浜松市中央区根洗町784番地

電話/Fax 053-437-8108

受付 午前8時30分から午後5時15分

休日 12月29日~1月3日

浜松市船明墓地管理事務所

住所 〒431-3306

浜松市天竜区船明3034番地の4

電話/Fax 053-925-8820

受付 午前8時30分から午後5時15分

休日 12月29日~1月3日